

<p>1) 関東甲信越静環境活動推進連絡協議会分担金について、支払を行う際に検査・検収が行われていなかった。</p> <p>2) 通動手当の認定において、パス利用者等で手当の支給単位期間が1箇月を超える場合には、通動手当認定簿(第2号様式)を使用し認定すべきところ、通動届(第1号様式)で認定されていた。</p> <p>3) フラクシミリの賃貸借契約書に契約保証金に関する事項の記載がないものが4件あった。</p>	<p>1) 関東甲信越静環境活動推進連絡協議会分担金について、支払を行う際の検査・検収は必ず行うよう徹底し、今後は支出命令の決定時において自己点検による確認を行い、検査・検収漏れがないよう徹底する。</p> <p>2) 通動手当の認定において、パス利用者等で手当の支給単位期間が1箇月を超える場合には、通動手当認定簿(第2号様式)を使用し認定するよう徹底した。今後は認定時に、担当者相互による確認を行い、誤りのないようにする。</p> <p>3) フラクシミリの賃貸借契約書に契約保証金に関する事項の記載がないものについては、今年度から契約書を見直し、契約保証金に関する事項を記載した。今後は、契約保証金に関する事項の記載について、支出負担行為の決定時において、チェック表による確認を行い、記載漏れがないよう徹底する。</p>
---	---

<p>監査対象所属 森林環境部 大気水質保全課</p> <p>監査対象期間 平成25年度</p> <p>監査実施日 平成26年6月17日、7月28日</p> <p>監査の結果</p> <p>(指導事項) 2件(収入1、契約1)</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。大気常時監視自動計測器の製造販売業者による独占禁止法違反事件に関する損害賠償請求 過年度分 先数 1件 900,000円</p> <p>2) 水質調査に使用するボート賃貸契約は単価契約であるが、契約書の連約金条項の記載が単価契約のものとなっていなかった。</p>	<p>1) 平成25年11月25日に大気自動計測器の製造販売業者3社と和解が成立している。 <和解内容> ・A社: 契約金額の30%(588万4,200円) ・B社: 契約金額の30%(126万円) ・C社: 契約金額の30%(107万9,400円) A社とB社の支払は一括弁済済み。 C社の支払は7年(年1回払い)の分割弁済となっており、毎年期限内に弁済されている。 2) 平成26年度分の当契約については契約締結済みであるため、変更契約書により「業務委託料」を「予定回数から実施回数を差し引いた回数に契約単価を乗じて得た金額」と改める。 また、平成27年度以降で単価契約を結ぶ場合は、契約書の連約金条項について上記の文言を用いる。</p>
--	---

監査対象所属	森林環境部 環境整備課
監査対象期間	平成25年度
監査実施日	平成26年6月17日、7月28日
監査の結果	講じた措置(又は今後の方針等)

<p>(指導事項) 1件(収入1)</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。廃棄物不法投棄に対する行政代執行撤去費用 過年度分 先数 3件 198,791,789円</p>	<p>1) 過年度分のうち「日向処分場事件」については、債務者(1法人1個人)が所在不明であり、現在も所在確認中である。 一方、今年度、財産調査により確認した預金18,732円について差押えを行った。 過年度分のうち「大月市内不法投棄事件」については、今年度4月に債務者の給与51,000円の差押え(第三債務者からの納付)を行ったが、その後、歳労先を退職し所在不明となっており、現在も所在確認中である。</p>
---	---

<p>監査対象所属 森林環境部 森林整備課</p> <p>監査対象期間 平成25年度</p> <p>監査実施日 平成26年6月18日、7月28日</p> <p>監査の結果</p> <p>(指導事項) 1件(収入1)</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。雑入(土砂の不法投棄に係る不当利得の返還請求) 過年度分 32,530,050円 平成25年度分 756,000円 合計 先数 1件 33,286,050円</p>	<p>1) 納期限までに納入されなかった雑入については、法令の規定に基づく督促を行った上で、文書による納付催告のほか、債務者宅への訪問、呼び出し等を実施するなど、適切な債権管理に努めていたが、平成26年4月3日に債務者が死亡した。 債務者には4人の相続人がいたが、平成26年10月29日までに家庭裁判所が全員の前相続放棄申述を受理し、これにより相続人全員の相続放棄が成立した。 今後は、関係課と連携し、改めて資産調査を実施した上で、弁済の見込みの有無について確認する。</p>
---	--

<p>監査対象所属 森林環境部 林業振興課</p> <p>監査対象期間 平成25年度</p> <p>監査実施日 平成26年6月11日、7月28日</p> <p>監査の結果</p> <p>(指導事項) 1件(収入1)</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。 【一般会計】 ①林業構造改善事業費補助金返還金 過年度分 先数 1件 14,867,804円 ②林業・木材産業改善資金貸付金償還金 過年度分 16,930,000円 平成25年度分 3,500,000円 合計 先数 3件 20,430,000円 ③林業・木材産業改善資金貸付金償還金連約</p>	<p>1) 収入未済について 【一般会計】 ① 債務者が事業廃止したこと、また、保証人2名のうち1名が破産したこと、債務者に対して文書により催告を行うとともに、保証人の追加及び物的担保の提供を請求した。 また、残り1名の保証人に対して面談による催告と財産状況の把握を行うとともに、支払計画の提出を請求した。 今後とも引き続き債権回収に努めてい</p>
---	---

金 過年度分 先数 2件 725,582円

【恩賜県有財産特別会計】

①債務者3名に対して電話又は面談により催告を行った結果、全債務者から一部返済があり、過年度分391,000円が償還された。今後も引き続き債権回収に努める。

監査対象所属	森林環境部 県有林課	
監査対象期間	平成25年度	
監査実施日	平成26年6月17日、7月28日	
	監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
【指導事項】 3件（収入1、物品1、財産1）	1) 平成25年8月12日に時効中断を図るための訴訟を提起し、同年10月17日に県の請求を全面的に認める判決を得た。平成25年7月1日に文書による督促を行い、平成26年3月17日には、職員による自宅訪問を実施したが支払いがない状況である。平成26年度は平成26年5月21日に文書による督促を行ったが反応がなく、平成27年3月には再度の職員による訪問を予定している。	1) 平成25年8月12日に時効中断を図るための訴訟を提起し、同年10月17日に県の請求を全面的に認める判決を得た。平成25年7月1日に文書による督促を行い、平成26年3月17日には、職員による自宅訪問を実施したが支払いがない状況である。平成26年度は平成26年5月21日に文書による督促を行ったが反応がなく、平成27年3月には再度の職員による訪問を予定している。
	2) 郵便切手類受払簿が毎月作成されていなかった。	今後引き続き債務者への催告、財産等の状況について情報収集に努め、未収金の早期の回収に努める。
	3) 武田の社に係る借受財産について、公有財産事務取扱規則第54条第2項に定める移動報告がなされていないものが2件あった。	2) 郵便切手類受払簿について、毎月ごと作成するよう改めた。
		3) 直ちに移動報告書を提出した。今後は、公有財産事務取扱規則に従って適切に移動報告を行う。

監査対象所属	森林環境部 中北林務環境事務所	
監査対象期間	平成25年度	
監査実施日	平成26年5月15～16日、6月5日	
	監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
【指導事項】 2件（収入1、契約1）	1) 収入未済について	1) 収入未済について
	【一般会計】	【一般会計】
	①工事契約解除に伴う前払金返還利息 過年度分先数2件 74,424円	①平成15年度分1件60,107円及び平成16年度分1件14,317円については毎年、債務者に督促を行っており、今年度は11月に実施した。債務者の倒産により今後の回収が見込めないため、不納欠損処理に向け関係課との協議を進める。
	①行政財産使用料	【恩賜県有財産特別会計】
	平成25年度分 先数1件 349円	①行政財産使用料（平成25年度分）1件 349円について収納した。
	②土地貸付料	
	過年度分 17,212,679円	
	平成25年度分 6,606,182円	

合計 先数 27件 23,818,861円

③違約金及び延滞利息

過年度分 2,493,006円

平成25年度分 115,676円

合計 先数 24件 2,608,682円

④購入（和解に基づく滞納貸付料の納入に係る利息、清里の森別荘地の未払賃料、損害金及び延滞違約金の支払い請求訴訟に係る損害金）

過年度分 先数 2件 569,980円

②「清里の森」を除く県有地の貸付において、土地貸付料（過年度分）1件1,229,976円及び（平成25年度分）3件13,919円について収納した。

（平成25年度分）未収納の1件1,879,976円については、債務者が債務整理手続に入っており、関係者と協議を重ねて今後の方針を検討中。

また、土地貸付料（過年度分）1件235,551円については、債務者の倒産により今後の回収が見込めないため、不納欠損処理に向け関係課との協議を進める。

③ 違約金及び延滞利息（過年度分）1件10,154円については、債務者の倒産により今後の回収が見込めないため、不納欠損処理に向け関係課との協議を進める。

④ 「清里の森」別荘地に係る収入未済額については、「清里の森」別荘地貸付料納入促進事務取扱要領等に基づき、次のとおり督促を行っており、引き続き回収に向け努力していく。

ア 「納入通知書」（納期限7月末）を送付しても納入されない場合には、

- ・納期限後20日経過時に「督促状」の送付
- ・指定期限2ヶ月経過時に電話による支払催告
- ・指定期限後5ヶ月経過時に「督促に関する通知」の送付
- ・滞納繰越（10ヵ月）時に「納付書」の送付

・滞納金額が概ね10万円以上、期間が1年以上の該当者に「催告書」及び「最終通告書」の送付等により納入を促している。

これらの催告後、なおも納付されない場合は電話督促を続けるとともに、議会の議決を経て「訴訟手続き」に移行し対応している。

イ 「滞納が1年目以下であり、滞納が累積していない滞納者」については、適宜電話をかけ、早期納入と滞納が累積しないよう指導している。

ウ 提訴の対象となる「滞納金額が概ね10万円以上、期間が1年以上」の対象者については、電話督促を行いつつ事情を聴く中で、滞納原因をつきとめ、権利譲渡による精算や分納による納付促進等、解決策を提示する等きめ細かな対応に

2) 瑞麟の森植樹祭式典会場施設管理業務委託契約(トイシ施設管理及び浄化槽維持管理)2件について、特記仕様書に定められている着工前に提出すべき工程表、担当者名簿、緊急連絡先等が提出されていなかった。	努めている。 エ 延滞違約金の未収金については、延滞違約金の支払に反発を抱いて滞納している者もいることから、延滞違約金の趣旨等を説明するとともに支払を求めて粘り強く説得している。 2) 今後、委託契約を行う際は、その契約内容等に合わせ、特記仕様書に必要な項目が記載されているか精査するとともに、提出すべき書類については、契約後速やかに提出指示し、確認処理を行う。
---	---

監査対象所属	森林環境部 県東林務環境事務所
監査対象期間	平成25年度
監査実施日	平成26年5月12～14日、6月6日

監査の結果

(指導事項) 4件 (収入2、工事2)

1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。

- ① 工事契約解除に伴う前払金返還利息
平成18年度分 先数 1件 240,476円
- ② 公正入札違約金
平成23年度分 先数 2件 23,273,250円

講じた措置 (又は今後の方針等)

1) 収入未済について

- ① 平成18年発生時からこれまで文書催告及び訪問により督促を行っているが、会社が倒産し、実態がない状態であり回収できていない。
今後とも同様の債権を持つ関係部署と連携のうえ、引き続き粘り強く督促等を継続する。
- ② 2社中1社は会社が倒産し、金融機関の抵当権実行による土地建物競売先が就いている状態であり、もう1社は会社を解散し、清算段階の状況。いずれも督促を継続しているが回収できていない。
今後とも同様の債権を持つ関係部署と連携のうえ、引き続き粘り強く督促等を継続する。

2) 平成18年度に法務局で支払うコピー代のための前渡資金口座を開設した。その後、使用されずそのまま平成21年度に不要となった際に解約を行わず、他の所属に異動した口座名義人に通帳が返還されていた。その際、預金に発生した利息はそのままとなっており、平成26年1月に他の所属へ異動していた名義人が解約の手続きを行い、利息は県東林務環境事務所が他の所属に異動した名義人を資金前渡職員(納入)として、平成18年及び平成19年に発生した利息を納入させていた。

また、発生していた利息についての調定が遅延していた。
3) 里道小規模治山工事において、設計書の工

事起算日に誤りがあり、現場管理費の補正率(冬期率)に算入される日数が少なくなったことから、工事費が過少に精算されていた。	システムへの入力に加え、工期を入力すると自動的に冬期間の日数が算定されるように作成したチェックシートを使用して、積算システムとの突合を図ることで、起算日入力を防止する。 4) 工事内容に変更が生じた際は「建設工事の設計及び契約変更事務処理要領」の規定に基づき、適切な時期に工事打合せ簿を作成するように徹底する。
--	--

監査対象所属	森林環境部 富士・東部林務環境事務所
監査対象期間	平成25年度
監査実施日	平成26年5月14～16日、6月16日

監査の結果

(指導事項) 2件 (収入1、支出1)

1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。工事契約解除に伴う違約金
平成13年度分 先数 1件 113,400円

講じた措置 (又は今後の方針等)

- 1) 未収となっている債権の消滅時効の期間10年が経過し、かつ、債務者からの時効の援用もないことから、当該未収金債権における権利放棄に向けて、引き続き必要な手続きを進めていく。
- 2) 市町村担当者を対象とした業務説明会において、報告期限の厳守及び実績報告書の作成要領について徹底するよう指導した。
今後は、関係市町村に対し委託業務の実施状況について適宜進捗確認を行うとともに、必要に応じて報告書の作成指導を行う。

2) 自然環境保全地区等に関する管理委託において、契約期間満了後15日以内に行う実績報告書の提出が遅延している町があった。また、実績報告書の記載内容について、業務実施時期が記入されていない不十分なものがあつた。

監査対象所属	産業労働部 産業政策課
監査対象期間	平成25年度
監査実施日	平成26年6月13日、7月17日

監査の結果

(指導事項) 1件 (給与1)

1) 平成25年分の年末調整に係る所得税還付金が給与と資金前渡職員口座に滞留し、支給が遅延していた。(合計53,000円)
また、還付金が口座に滞留することにより、利息が発生していたが、当該利息の調定も遅延していた。

講じた措置 (又は今後の方針等)

- 1) 給与と資金前渡職員口座に滞留していた平成25年分の年末調整に係る所得税還付金については、口座への滞留が発覚した時点で至急本人に渡すとともに、還付金が口座に滞留することにより発生した利息については、26年6月に調定を行った。
今後の再発防止に係る対応
・年度初めに給与基本台帳により、所属内職員の給与支払方法を確認する。
・給与と資金前渡職員口座への振込となる職員がいる場合は注意をする。
・上記口座へ振込があつた時は、直ちに出金して、当該職員に受け渡す。

・利息発生月(2月、8月)には、通帳の記帳を忘れずに行う。

監査対象所属	産業労働部 商業振興金融課
監査対象期間	平成25年度
監査実施日	平成26年6月10日、7月17日
監査の結果	講じた措置(又は今後の方針等)
(指導事項) 1件 (収入1)	1) 収入未済について 債権管理回収業務の委託業者と連携を図りながら、主債務者との交渉を行った結果、平成26年10月31日及び平成26年12月1日にそれぞれ316,832円(計633,664円)の償還を受けた。収入未済の残額については、抵当権の実行及び貸料差押えにより回収を図る予定。 平成26年9月24日に連帯保証人から100,000円を回収。残額についても、連帯保証人から返済確約書の提出を受けており、平成27年7月末までに全額回収の見込み。 債権管理回収業務の委託業者と連携を図りながら、主債務者との交渉を行った結果、平成26年4月1日から平成26年11月末までに3件から180,000円の償還を受けた。収入未済の残額については、債権管理業務委託先と連携を図りながら、回収に向けた努力を続ける。
監査対象所属	産業労働部 成長産業創造課
監査対象期間	平成25年度
監査実施日	平成26年6月12日、7月17日
監査の結果	講じた措置(又は今後の方針等)
(指導事項) 2件 (収入1、契約1)	1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。 ①創造技術研究開発費補助金の交付決定一部取消処分に伴う補助金返還金 過年度分 先数1件 2,150,000円 ②地域産業活性化事業(ふるさと雇用事業)委託料折金自分の返還金 過年度分 先数1件 192,033円

監査対象所属	産業労働部 産業集積課
監査対象期間	平成25年度
監査実施日	平成26年6月12日、7月17日
監査の結果	講じた措置(又は今後の方針等)
(指導事項) 1件 (収入1)	1) 収入未済について 経営状況が厳しい状況が続くなかでも、平成26年度の返還について、11月末現在で合計で15万円の返還を行ってきており、概ね誠実に返還に応じているものと考えている。 現在、業況が劇的に好転することは考えにくいため、これまでと同様に、電話や訪問によりコミュニケーションを保ちながら、定期的に支払いの督促を継続し未収金の解消に向け適切な債権管理を行う。 ※平成26年度中の返還状況 6月6日：5万円

監査対象所属	産業労働部 地域産業振興課
監査対象期間	平成25年度
監査実施日	平成26年6月11日、7月17日
監査の結果	講じた措置(又は今後の方針等)
(指導事項) 1件 (支出1)	1) 当該が支出した補助金について、補助金交付要綱では、補助事業者が課税事業者の場合、原則として、補助事業に係る消費税等仕入控除税額を減額して交付申請及び実績報告をする必要があるが、補助事業者が消費税の課税事業者に該当するか確認できない書類が整理されていなかった。 また、地方消費税の取扱に関する規定の定めのない補助金交付要綱が3件、実績報告時の補助金に係る消費税仕入控除税額の減額に関する規定が記載されていないものが2件あった。
監査対象所属	産業労働部 産業集積課
監査対象期間	平成25年度
監査実施日	平成26年6月12日、7月17日
監査の結果	講じた措置(又は今後の方針等)
(指導事項) 1件 (収入1)	1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。 ①山梨県産業集積促進助成金返還金 過年度分 先数1件 22,901,000円 ②山梨県産業集積促進助成金返還金延滞金、加算金及び過料

監査対象所属	産業労働部 産業集積課
監査対象期間	平成25年度
監査実施日	平成26年6月12日、7月17日
監査の結果	講じた措置(又は今後の方針等)
(指導事項) 1件 (収入1)	1) 収入未済 債務者の申請に基づき、平成23年3月31日付け、平成24年3月30日付け及び平成26年2月27日付けで地方自治法施行令第171条の6を根拠に分割納付による履行延期を承認しており、現在、

監査対象所属	産業労働部 産業集積課
監査対象期間	平成25年度
監査実施日	平成26年6月12日、7月17日
監査の結果	講じた措置(又は今後の方針等)
(指導事項) 1件 (収入1)	1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。 ①山梨県産業集積促進助成金返還金 過年度分 先数1件 22,901,000円 ②山梨県産業集積促進助成金延滞金、加算金及び過料

<p>過年度分 62,878,500 円 平成25年度分 32,727,900 円 合計 先数1件 95,606,400 円</p>	<p>同申請と同時に提出された支払計画書に基づき返還が行われている。 平成25年度末までに210,500,000円が返還され、本年度も平成26年11月末までに4,500,000円が返還されており、未収金額は18,401,000円となっている。 ② 上記の履行延期の承認の際、助成金返還を優先させることを承認しており、延滞金及び加算金の納付については、助成金返還後に県と協議することとなっている。 併せて助成金の返還要請の際に、延滞金及び加算金についての納付も要請している。</p>
--	--

<p>監査対象所属 産業労働部 労政雇用課 監査対象期間 平成25年度 監査実施日 平成26年6月11日、7月17日</p>	<p>監査の結果 講じた措置 (又は今後の方針等)</p>
<p>(指導事項) 2件 (支出1、契約1) 1) 起業支援型地域雇用創出事業提案型募集事業の周知業務委託契約について、委託料の支払いを行う際に検査・検収が行われていなかった。 2) 総合就職支援サイトシステム保守業務委託に係る契約書において、契約保証金を免除していたが、契約書に違約金条項が設けられていなかった。</p>	<p>1) 同様のミスを起こさないよう職員に周知徹底した。併せて、「会計事務自己点検表」によるチェックを必ず行うように周知した。 2) 同様のミスを起こさないよう職員に周知徹底した。併せて、「支出負担行為同一チェック表」によるチェックを必ず行うように周知した。</p>

<p>監査対象所属 観光部 観光企画・ブランド推進課 監査対象期間 平成25年度 監査実施日 平成26年6月20日、7月24日</p>	<p>監査の結果 講じた措置 (又は今後の方針等)</p>
<p>(指導事項) 1件 (契約1) 1) 防災新館内「花子とアツシ」展示コーナー設置事業に係る契約書において、契約保証金を免除していたが、契約書に違約金条項が設けられていなかった。</p>	<p>1) 今回指導された違約金条項の契約書への記載については、支出負担行為同一作成時の「支出負担行為同一チェック表」に項目があるので、今後はチェック表の内容を確実に実施する。</p>

<p>監査対象所属 観光部 観光資源課 監査対象期間 平成25年度 監査実施日 平成26年6月24日、7月24日</p>	<p>監査の結果 講じた措置 (又は今後の方針等)</p>
<p>(指導事項) 3件 (収入2、支出1) 1) 富士北麓駐車場山梨県道路公社負担金につ</p>	<p>1) 富士北麓駐車場山梨県道路公社負担金につ</p>

<p>監査対象所属 観光部 国際交流課 (バスポートセンター) 監査対象期間 平成25年度 監査実施日 平成26年6月20日、7月24日</p>	<p>監査の結果 講じた措置 (又は今後の方針等)</p>
<p>(指導事項) 1件 (支出1) 1) 新規外国青年招致にかかる経費のうち、東京から甲府までの交通費について、支出科目を旅費とし、負担金として処理していた。</p>	<p>1) 今後は、支出負担行為同一チェック表の項目に該当するものがあるか細心の注意を払うとともに、支出科目の確認を再度徹底する。</p>

<p>監査対象所属 観光部 観光企画・ブランド推進課 監査対象期間 平成25年度 監査実施日 平成26年6月20日、7月24日</p>	<p>監査の結果 講じた措置 (又は今後の方針等)</p>
<p>(指導事項) 1件 (支出1) 1) 新規外国青年招致にかかる経費のうち、東京から甲府までの交通費について、支出科目を旅費とし、負担金として処理していた。</p>	<p>1) 今後は、支出負担行為同一チェック表の項目に該当するものがあるか細心の注意を払うとともに、支出科目の確認を再度徹底する。</p>

監査対象所属 農政部 農政総務課

「富士山有料道路ライカ一規制期間中における山梨県立富士北麓駐車場の運営経費負担に関する覚書」において、県はライカ一規制終了(8月)後2か月以内に、額を確定したうえで請求すると記載されているにもかかわらず、11月に調定を行っていた。また、富士北麓駐車場交通事業者負担金について、年度当初から負担金額は「山梨県立富士北麓駐車場の管理運営に係る覚書」により確定しているにもかかわらず、11月に調定を行っていた。

2) 山梨県立富士北麓駐車場駐車料金収納事務委託において、発券する駐車券の番号管理のための確認事項に関する規定が仕様書に定められておらず、受託者が発行した駐車券の枚数と残枚数の確認がされていなかった。

いては、12月末に北麓駐車場の収支決算見込を公表するため、これに合わせ、県は1月末日までに額を確定した上で請求すると覚書の記載を変更した。
富士北麓駐車場交通事業者負担金について、年度当初に金額は確定していることから、交通事業者と支出可能な年度当初の時期を協議した結果、覚書の支払期限を6月末日と明記した。

3) ハンズ地域外2地域の観光施設維持補修業務委託は、参考業務委託設計書に基づき算定した予定価格により入札を行い、落札額を当該業務委託の推定総金額として契約されている。また、契約書には、推定総金額・入札時の予定価格は参考値であり、必ずしも支払や業務量を約束するものではなく、県の指示により行われた委託業務に要した機材や労務の所要数量に基づき委託料を決定する旨が記載されている。

2) 駐車券の番号は現金出納簿付表により、受託者が発行した駐車券の枚数及び残枚数を確認してきたが、より明確に委託者と受託者間で確認するため、委託期間の開始前に前年度の残数を、委託期間の終了後に発行枚数と残数を、一表にとりまとめ、「確認書」を交わすこととした。
3) 平成25年度のハンズ地域外2地域の観光施設維持補修業務委託については、定例監査の指導後、県と請負業者の間で、県が支払った推計総金額を実績額とすることで合意し確認している。
平成26年度からは、契約書に基づき、請負業者が提出した「緊急業務委託報告書」の金額を実績額として支払う。

しかし、維持修繕業務終了後に事業者から提出された「緊急業務委託報告書」に記載された業務実績に基づく委託料は、いずれの契約においても推定総金額を超えていたにもかかわらず、実績額ではない推定総金額が記載された請求書を受け取り、支払を行っていた。

監査対象期間	平成25年度	
監査実施日	平成26年7月25日、8月26日	
監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）	
(指導事項) 1件 (物品1)	1) 業者からは正しい日付の請書を提出しても、名刺納品後の日付となっていた。また、請書に暴力団排除に係る契約解除条項が記載されていた。また、	
	1) 業者からは正しい日付の請書を提出しても、今後、請書等が必要な契約については、「契約解除」項目の入った様式を示して契約を行うこと、また契約時、納品時に日付等記載内容のチェックを徹底することを確認した。	

監査対象所属	農政部 果樹食品流通課 (農産物販売戦略室)	
監査対象期間	平成25年度	
監査実施日	平成26年7月24日、8月26日	
監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）	
(指導事項) 3件 (支出1、契約2)	1) 全国加工トマト生産振興協議会参加負担金について、前年度資金精算書が作成されていない。また、	
	1) 指導のあった負担金については、指摘を受けた後、速やかに精算処理を行った。今後は精算行為の徹底を図るとともにチェック体制を強化する。	
	2) 指導のあった委託事業については、修正した完了報告書を提出させた。今後は、委託事業において適正な執行を確保するため、事業内容の確認、精査について周知徹底を図るとともに、所属内でのチェック体制を強化していく。	
	3) 醸造用ぶどう穂木生産委託に係る契約書において、契約保証金を免除していたが、契約書に違約金条項が設けられていなかった。	
	3) 委託契約において契約保証金を免除する場合には、違約金条項を必ず設けるよう周知徹底を図るとともに、所属内でのチェック体制を強化する。	

監査対象所属	農政部 畜産課	
監査対象期間	平成25年度	
監査実施日	平成26年7月24日、8月26日	
監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）	
(指導事項) 1件 (契約1)	1) 平成26年度の畜産経営技術高度化促進事業に係る契約書において、契約保証金を免除していたが、契約書に違約金条項が設けられていなかった。また、精算に関する条項が記載されていた。	
監査対象所属	農政部 花き農水産課	
監査対象期間	平成25年度	

監査実施日	平成26年7月24日、8月26日	
監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）	
(指導事項) 1件 (収入1)	1) 平成26年度は、年度当初に調定を実施した。今度も年度当初に調定を行うよう事務引き継ぎを徹底する。	
	1) 水産技術センターの土地賃付料の調定が6か月以上遅延していた。	
	先数1件 118,320円	

監査対象所属	農政部 農業技術課 (担い手対策室)	
監査対象期間	平成25年度	
監査実施日	平成26年7月24日、8月26日	
監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）	
(指導事項) 2件 (収入2)	1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。	
	① 農業改良資金貸付金償還金 過年度分 先数14件 126,486,635円	
	② 農業改良資金貸付金償還金違約金 過年度分 15,412,678円 平成25年度分 2,214,143円 合計 先数9件 17,626,821円	
	③ 青年就農給付金交付事業費補助金の研修中止に伴う返還金 平成25年度分 先数1件 750,000円	
	1) ①②収入未済の回収については、山梨県債権回収及び処理マニュアル、山梨県農業改良資金債権管理要領に基づき、長期延滞債務者の農業改良資金以外の債務の把握や生活状況等の調査をするために電話や訪問面談を実施している。その中で各長期延滞債務者ごとに返済方法や返済時期についての話し合いを行っており、今後も引き続き早期返済を促す。	
	また、新たな長期延滞債務者の発生を防ぐために、新規延滞者や延滞が懸念される借受者に対しては早期の連絡等の対応を行う。	
	平成26年12月24日現在、償還金延滞者17名から11,065千円を回収し4名が完済となり、違約金延滞者7名から806千円を回収した。	
	<回収及び未収金の状況> (H26.12.24現在)	
	① 農業改良資金貸付金償還金 H26年度回収額 11,065,000円 H26年度新規延滞額 0円 未収額 123,864,635円	
	② 農業改良資金貸付金償還金違約金 H26年度回収額 806,193円 H26年度新規延滞額 4,593,030円 未収額 21,433,658円	
	③ 青年就農給付金交付事業費補助金の研修中止に伴う返還金 訪問、催告などにより、平成26年8月15日に収入となった。	
	2) 平成25年11月以降、返還金について「山梨県税外収入の督促及び滞納処分に関する規則」に規定されているとおり、納期限後20日以内の発布に向け取り組んでいる。今後も遅延のないように努める。	

監査実施日	平成26年7月24日、8月26日	
監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）	
(指導事項) 1件 (収入1)	1) 平成26年度は、年度当初に調定を実施した。今度も年度当初に調定を行うよう事務引き継ぎを徹底する。	
	1) 水産技術センターの土地賃付料の調定が6か月以上遅延していた。	
	先数1件 118,320円	

監査対象所属	農政部 耕地課	
監査対象期間	平成25年度	
監査実施日	平成26年7月25日、8月26日	
	監査の結果	講じた措置 (又は今後の方針等)
<p>(指導事項) 1件 (契約1)</p> <p>1) 業務委託契約書の記載内容に不備な点があった。</p> <p>① 山梨県地域資材価格調査業務委託に係る契約書第9条の違約金条項で、違約金を支払わなければならない事由に該当するとして引用した条項に誤りがあった。</p> <p>② 農業農村整備事業標準積算システム山梨県補助版の運用保守業務委託に係る契約書において、受託者の債務不履行に関する契約解除条項が設けられていなかった。また、債務不履行及び暴力団排除に関連する違約金条項が設けられていなかった。</p>		
<p>1) 指導を受けた委託契約書については、監査終了後に条文等の見直しを行ったところであり、平成26年度の契約においては、修正した契約書を使用した。</p>		

監査対象所属	農政部 中北農務事務所	
監査対象期間	平成25年度	
監査実施日	平成26年5月7～9日、6月3日	
	監査の結果	講じた措置 (又は今後の方針等)
<p>(指導事項) 2件 (財産1、工事1)</p> <p>1) 取得用地に未登記のものがあつた。 過年度分 213筆</p> <p>2) 茅ヶ岳東部地区双葉第4-2工区舗装工事の変更契約において、プロック構工に係る土工数量及び舗装工に係るゼブラ施工面積を変更しているが、変更に係る工事打合簿が作成されていなかった。</p>		
<p>1) 未登記原因の調査を行うとともに、原因に応じた対策を講じ、その解消に努めた。今後も「過年度未登記処理方針」等に基づき、引き続き未登記の解消に取り組む。未登記筆数 過年度分213筆</p> <p>2) 変更の必要性が生じた都度、速やかに工事打合せ簿を作成して決裁を受けるとし、「建設工事の設計及び契約変更事務処理要領」に基づき適正な事務処理を図る。</p>		

監査対象所属	農政部 峡東農務事務所	
監査対象期間	平成25年度	
監査実施日	平成26年4月21～22日、5月29日	
	監査の結果	講じた措置 (又は今後の方針等)
<p>(指導事項) 2件 (収入1、財産1)</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があつた。</p> <p>① 工事契約解除に伴う前払金返還利息 過年度分 先数 1件 45,867円</p> <p>② 公正入札違約金 過年度分 先数2件 9,964,500円</p>		
<p>1) 収入未済について</p> <p>① 債務者は既に事業を廃止しており、また高齢であるため全額を支払う能力もない状況であるが、引き続き文書及び訪問による催告を継続するとともに、分割納付についても指導する。</p> <p>② 債務者は2件ともに事業を行っておらず、資力の回復は見込めない。また支払能</p>		

2) 取得用地に未登記のものがあつた。 過年度分 204筆 平成25年度分 204筆 合計 408筆	力もないことから全額一括回収は困難ではあるが、引き続き粘り強く督促等を継続し、分割納付についても指導する。過年度分 204筆から3筆に解消した。「過年度未登記処理方針」に基づき、引き続き未登記の解消に取り組む。
--	---

監査対象所属	農政部 峡南農務事務所	
監査対象期間	平成25年度	
監査実施日	平成26年4月23～25日、5月30日	
	監査の結果	講じた措置 (又は今後の方針等)
<p>(指導事項) 3件 (支出2、財産1)</p> <p>1) 県営土地改良事業に係る事務委託の支払いにおいて、土地改良事業費で支払うべきものの一部を農地防災事業費で支払っていた。</p> <p>2) やまなしの花新商品開発支援事業費補助金は、事業実施主体に市町村が補助する事業に要する経費に対して県が補助金を市町村へ交付するものとされているが、市川三郷町に交付決定されたにもかかわらず、事業主体である「農産物直売所」に補助金が支払われていた。</p> <p>3) 取得用地に未登記のものがあつた。 過年度分 137筆 平成25年度分 75筆 合計 212筆</p>		
<p>1) 予備監査後直ちに更正命令書を作成し、支出科目の誤りを更正した。</p> <p>2) 出納整理期間中に誤払金を事業主体からい入し、債権者である町に支払いを行った。今後は、補助金交付要綱を再確認し、事務処理の適正執行を徹底する。</p> <p>3) 未登記原因の調査を行うとともに、原因に応じた対策を講じ、その解消に努めた。今後も、「過年度未登記処理方針」等に基づき、引き続き未登記の解消に取り組む。未登記筆数 平成25年度分 全て登記済 平成25年度分 137筆から136筆へと減少</p>		

監査対象所属	農政部 富士・東部農務事務所	
監査対象期間	平成25年度	
監査実施日	平成26年5月8～9日、6月4日	
	監査の結果	講じた措置 (又は今後の方針等)
<p>(指導事項) 3件 (支出2、財産1)</p> <p>1) 特産農産物生産支援整備事業他2件の補助金において、事業が年度内に完了しなかったため、翌年度に繰り越されていたが、山梨県補助金等交付規則第12条に定める実績報告書が提出されていなかった。</p> <p>2) 企業助産業経営推進モデル事業補助金において、補助事業内容に変更(工種の追加)があつたが、補助金交付要綱第5条に定める変更承認申請書が提出されず、変更の手続きがされていなかった。</p> <p>3) 取得用地に未登記のものがあつた。</p>		
<p>1) 事業実施主体に対し、指導を行い実績報告書を提出させた。今後は、補助金交付規則に則った事務処理を行う。</p> <p>2) 本来ならば、変更承認申請書の提出で手続きを行ったところ、追加の交付申請書の提出で則った事務処理を行う。</p> <p>3) 「過年度未登記処理方針」等に基づき、引</p>		

過年度分 6 筆

継続し未登記の解消に取り組み、
過年度分 6 筆

監査対象所属	県土整備部 県土整備総務課 (美しい県土づくり推進室、建設業対策室)
監査対象期間	平成 25 年度
監査実施日	平成 26 年 7 月 23 日、8 月 22 日

監査の結果

講じた措置 (又は今後の方針等)

- (指導事項) 3 件 (収入 1、支出 1、給与 1)
- 1) 歳入について、次のとおり収入未済があつた。
工事契約解除に伴う前払金返還利息
平成 24 年度分 先数 1 件 13,952 円
 - 2) 電子入札・公共事業総合管理システム保守運用業務委託契約について、委託料を支払う際に検査・検収が行われていなかった。
 - 3) 平成 25 年度の年末調整に係る所得税還付金 (合計 1,000 円) が、給与資金前渡職員口座に滞留し、支給が遅延していた。
- 1) 債務者が破産手続き中であるため、債権者集会に全て参加し、財産の状況を確認するなど、徴収できるよう努めている。
- 2) システム保守の委託契約において、請求書に検査検収の記載がなかったことについては、取扱いを改め、検収を行う。
- 3) 通常、所得税、給与所得の還付については口座振替であるが、今回所得税を還付された職員のみ還付金については現金支給としていた。この職員については既に、還付金の支給を口座振替に変更済みである。

監査対象所属	県土整備部 道路整備課
監査対象期間	平成 25 年度
監査実施日	平成 26 年 7 月 17 日、8 月 20 日

監査の結果

講じた措置 (又は今後の方針等)

- (指導事項) 2 件 (物品 1、工事 1)
- 1) 購入したはがきについて、財務規則第 24 条に規定する郵便切手類受払簿が作成されていなかった。
 - 2) 国道 140 号 (西関東連絡道路) 道路改良工事その 14 の変更契約について、変更契約は、概ね出来高部分が高額代金額の範囲を超えない時期までに行き、「建設工事の設計及び契約変更事務処理要領」に規定されているが、その時期を過ぎて変更契約を締結していた。
- 1) 購入したはがきについては、即日全枚数使用した旨、郵便切手類受払簿を作成、記載した。
なお、財務規則等を確認していれば防げる事案であり、同様なミスが生じないよう規則、通知等を確認し事務処理を行うよう職員に徹底した。
- 2) 平成 25 年度の定例監査で、県土整備部の別所属において同様の指導事項を受けたことから、県土整備部では、平成 26 年 4 月 1 日に「建設工事の設計及び契約変更事務処理要領」を改正するとともに、平成 26 年度当初に各出先機関担当者に対して説明会を実施し、改正後の要領に沿って事務手続きを運用するように職員に周知徹底を行った。
また、「建設工事の設計及び契約変更事務処理要領」の改正後は、契約変更の時期等の手続きについて適切に実施している。

監査対象所属	県土整備部 道路管理課
監査対象期間	平成 25 年度

監査実施日 平成 26 年 7 月 18 日、8 月 20 日

講じた措置 (又は今後の方針等)

- 監査の結果
- (指導事項) 2 件 (契約 2)
- 1) 除雪業務委託契約において、支出負担行為の決裁前に契約が締結されているものが 2 件あった。
 - 2) 業務委託契約書に次のとおり不備があつた。
① 県道部留ノンター線と高速自動車国道中央自動車道富士吉田線との連結する区間に設置されている部留ノンターチェーンの管理に関する平成 25 年度契約において、契約保証金条項及び契約解除に関連する違約金条項が設けられていなかった。
- 1) チェンク表を活用し、支出負担行為の決裁以降の契約締結を徹底する。
- 2) ①については、当該地域を管轄している高速道路公社と、平成 27 年度契約から契約保証金条項及び違約金条項について設ける方向で調整中である。
②については、平成 27 年度契約から、違約金条項を設ける。
③については、平成 27 年度契約から、契約保証金免除条項を設ける。

- ② 道路情報業務に関する契約書外 1 件について、契約保証金を免除していたが、違約金条項が設けられていなかった。
- ③ 道路清掃業務に伴う一般・産業混合廃棄物収集・運搬及び処分業務委託契約について、契約保証金免除条項が設けられていなかった。

監査対象所属	県土整備部 治水課
監査対象期間	平成 25 年度
監査実施日	平成 26 年 7 月 18 日、8 月 20 日

監査の結果

講じた措置 (又は今後の方針等)

- (指導事項) 1 件 (収入 1)
- 1) 歳入について、次のとおり収入未済があつた。
① 河川工事等原因者負担金
過年度分 先数 1 件 35,457,250 円
② 雑入 (土砂の不法投棄に係る不当利得の返還請求)
過年度分 先数 1 件 122,630,985 円
- 1) 納期限までに納付されなかった当該負担金等については、法令の規定に基づく督促を行ったうえで、面談や文書による納付催告のほか、債務者の財産調査等を実施するなど、適切な債権管理に努めている。
平成 26 年 4 月 3 日に債務者が死亡したため、その後は相続権利者と連絡をとり、債権について説明等を行ってきた。家庭裁判所が平成 26 年 10 月 29 日までに相続権利者 4 人全員の相続放棄申述を受け受理したことを確認済みである。
今後は、関係課と連携して改めて資産調査を実施し、弁済の見込みの有無を確認する。

監査対象所属	県土整備部 砂防課
監査対象期間	平成 25 年度
監査実施日	平成 26 年 7 月 18 日、8 月 22 日

- 監査の結果
- (指導事項) 1 件 (財産 1)
- 1) 富士山火山防災システムの工事は請負代金
- 講じた措置 (又は今後の方針等)
- 1) 取得価格の差異については、公有財産台帳

2,900万円で局舎設備及びテレビカメラ設備が設置されたが、公有財産台帳には事務所建てとして局舎のみ登録されており、テレビカメラ設備は県の財産として登録されていないかった。

を報告漏れとして修正し、平成26年11月に移動報告書を管財課に提出した。今後は、設備の登録があった場合には、適切に処理する。

監査対象所属	県土整備部 都市計画課 (下水道室)
監査対象期間	平成25年度
監査実施日	平成26年7月16日、8月22日
監査の結果	講じた措置 (又は今後の方針等)
(指摘事項) 1件 (財産1)	1) 借受財産移動報告書を所管課に提出した。今後は定期的に確認するとともに、内容に変更があった場合、直ちに報告書を提出する。

監査対象所属	県土整備部 建築住宅課
監査対象期間	平成25年度
監査実施日	平成26年7月17日、8月22日
監査の結果	講じた措置 (又は今後の方針等)

(指摘事項) 1件 (支出1)
 1) 「県営住宅建物明渡等訴訟に要する経費」として支出した前渡資金の精算について、以下とおり不適切な事務処理があった。
 訴訟費用として、12人分の民事手納金を資金前渡したが、このうち1人について本人が死亡していることが確認されたため、この者についての訴訟を取り止め、民事手納金の支出は行われなかった。このため前渡資金に80,000円の残金が生じたことから、返納(れい入)することとして精算書を作成し、決裁を受けたが返納処理を行わず、そのまま現金を金庫に保管していた。
 その後、改めて裁判所に死亡した者の申し立てを行うこととなったが、新たに支出負担行為同一により手納金を支出すべきところ、返納(れい入)のために保管していた現金で裁判所に手納金を納付していた。
 その際、財務会計システムにおいて、前渡資金の残高を返納(れい入)することとして作成した精算書の決裁は既に完了していたことから、手書きの精算書で処理していた。

1) 前渡資金精算書の起案時に残金があった場合には、当該決裁後に直ちに返納(れい入)を行うよう、決裁者が指示付き承認を行うなど、当該事務処理を確実に行うことを徹底した。

(指導事項) 2件 (収入2)
 1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。

1) 収入未済について

- ①行政財産使用料
 過年度分 先数 1件 9,450円
- ②県営住宅使用料
 過年度分 362,133,132円
 平成25年度分 36,953,639円
 合計 先数 1,188件 399,086,771円
- ③県営住宅駐車場使用料
 過年度分 520,900円
 平成25年度分 990,900円
 合計 先数 154件 1,511,800円
- ④県営住宅破損賠償金
 過年度分 先数 27件 546,235円
- ⑤無断退去者の退去修繕費
 過年度分 1,336,000円
 平成25年度分 1,251,600円
 合計 先数 29件 2,587,600円
- ⑥県営住宅明け渡し不履行損害賠償金
 過年度分 先数 6件 2,663,023円

① 寿団地へのCATV施設設置許可に伴う未済である。
 法人格を有して事業を行っていたが、現在は経営者死亡により法人の実態が存在せず登記簿上のみ存在している状況である。登記簿に名義が登録されている役員と交渉した結果、未収金の一部を収納しており、引き続き当該役員に残金の納付を働きかける。

② 県営住宅使用料の未済については、督促状の送付や滞納整理ローラー作戦の実施、戸別訪問、夜間督促、滞納者の呼び出し、連帯保証人への納入協力依頼及び督促、滞納6ヶ月の者に対する契約解除通告等を行い、滞納の解消に努めている。平成24年度からの取り組みとして滞納整理ローラー作戦時に直接現金による収納を実施している。

長期滞納者については、平成16年12月議会から原則毎議会毎に訴えの提起を行い、「滞納家賃の支払いと住宅の明渡しを求める訴訟」を提起し、長期滞納及び不良債権の抑制に取り組んでいる。(平成21年度からは知事専決となり、議会へは報告となつている。)平成26年度からは、訴訟対象者(悪質な者に限る。)の滞納月数を9ヶ月以上から6ヶ月以上として取り組んでいるところである。

更に平成25年度より、従来の民間債権回収会社ではできなかった、督促、回収業務も委託内容に含めた県営住宅退去者滞納家賃等回収業務を弁護士に委託した。また、再任用職員も配置して督促強化などを実施する中で、債権回収に取り組んでいる。

一方、時効の援用がなされた債権については、適正に不納欠損処理を進める。

③ 滞納者に対しては督促状の送付や滞納整理ローラー作戦の実施等により滞納の解消に努めている。平成24年度からの取り組みとして滞納整理ローラー作戦時に直接現金による収納を実施している。
 今後も、悪質な長期滞納者に対しては、契約を解除し、明渡しを求めると、厳正に対処する。

④ 県営住宅を退去する際の入居者負担の修繕費未納に係る賠償金であるが、相当期間が経過した債権であり、債務者が居所不明であるなど、回収が非常に困難であった。

が、追加調査を実施したところ、平成25年度中に5名、本年度1名の所在が確認でき、現在納付指導中である。また、残りの21名についても、引き続き所在調査を行っている。

なお、平成24年度は、債務者の行方不明により当該債権の回収が不能なものの権利放棄を行った。

(12名、185,944円)

⑤ 無断退去したことから、債務者が居所不明であるなど回収が非常に困難であったが、平成25年度に実施した調査により、当時の対象者36名中、19名の所在を確認し7名の滞納が解消された。

今年度は対象者29名に対し、債務者、連帯保証人及び相続人に対する所在調査や納入指導を行っており、平成26年11月末現在5名の滞納が解消され、残り24名のうち22名については、納入指導中、他2名については債務者、保証人いずれも外国籍で所在不明のため継続して調査中である。

⑥ 高額所得者等に対する明渡し請求にもかかわらず、退去に応じない者に対する損害賠償金であるが、相当期間が経過した債権であり、債務者が居所不明となるなど、回収が非常に困難であったが、平成25年度までに実施した調査により、5名の所在を確認し本年度も納入指導中である。残り1名については死亡が判明したため、相続人について調査中。

2) 県営住宅使用料及び県営住宅駐車場使用料の収入未済について、「山梨県税外収入の督促及び滞納処分に関する規則」に定められた督促状の発行が、納期限後20日以内に行われていないものがあった。

また、債権管理について、「山梨県債権回収及び処理マニュアル」に定める様式に準じた延滞債権管理簿が作成されていなかった。

2) 1か月のみの県営住宅使用料の滞納者は毎月約1,000名、また、1ヶ月のみの駐車場使用料の滞納者は毎月約400名に上るため、そのすべての滞納者に対して納期限後20日以内に発行することは事務処理上現体制では困難な状況であるが、県営住宅使用料の督促状については平成25年9月滞納分から、駐車場使用料については平成26年4月から、納期限後20日以内に発行しており、改善済みである。(本年度より督促状作成業務の外部委託を実施)

また、県営住宅使用料等の延滞債権管理簿の作成については、県営住宅使用料等の滞納件数が膨大であり、現在、県営住宅管理システムのシーム台帳の様式が「山梨県債権回収及び処理マニュアル」に準じていないため、平成26～27年度にかけて実施する県営住宅

管理システムの更新に併せて、同マニュアルに準じた様式に改善する。

(出納局管理課)

今回の建築住宅課への指導事項の内容については、資金前渡職員における前渡資金の確実な管理を行う中で、使用時期等を考慮した処理を行えば防ぐことができたものと考えている。

管理課としては、前渡資金の確実な管理について、財務事務研修等を通じて周知・徹底を図っていくこととする。

なお、財務会計システムにおける前渡資金精算処理とれい入同い処理は、別個の業務単位として組み立てられており、両処理の連携を図ることはシステムの根本に関わる問題であり、システムの改良で対応できる問題ではない。

また、本県の財務事務については、財務規則で定めた財務帳票を財務会計システムで作成し、文書管理システムに連携のうえ決裁処理を行うという、おたつの基幹的なシステムを跨いだ形で処理がされている。

財務会計システムで作成した前渡資金精算書が、文書管理システムにおいて決裁処理が終了した時点で、再び財務会計システムのれい入同い作成処理に連携をするという、システムを跨いだ処理に対応するためには、システムの根本的な部分からの構築が必要となり対応することができない。

(建築住宅課)

前渡資金精算書とれい入同い作成処理の連携が図れる財務会計システムへの改善等について、出納局管理課と協議したところ、財務会計システムで作成した前渡資金精算書が、文書管理システムにおいて決裁処理が終了した時点で、再び財務会計システムのれい入同い作成処理に連携をするという、システムの根本的な部分からの構築が必要となり、改善等による対応は困難のことであった。このため、現行システムの中で当該事務処理が確実に行われるよう、決裁者が指示付き承認を行うなどにより対応する。

(意見) 所管課(出納局管理課)及び所屬(建築住宅課)に対する意見

○ 前渡資金に残額が発生した場合、前渡資金精算書の決裁後、残金をれい入する事務処理を行う必要がある。しかし、現行の財務会計システムでは、れい入を伴う前渡資金精算書の決裁後、引き続き、れい入同いとなっていない。このため、れい入を伴う前渡資金の精算において、残金がいれい入されないまま長期間、金庫に保管されていても財務会計システムでチェックできる仕組みとなっていない。前渡資金精算書とれい入同い作成処理の連携が図れる財務会計システムとなるよう検討されたい。

監査対象所屬	県士整備部 営繕課
監査対象期間	平成25年度
監査実施日	平成26年7月18日、8月22日
監査の結果	講じた措置(又は今後の方針等)

<p>(指導事項) 1件 (工事1)</p> <p>1) 設計図書の変更はその都度必要が生じたとき速やかに営繕課長の決裁を受けることと「営繕工事における設計変更及び契約変更の取扱について」において規定されているが、工事打合せ簿について課長の決裁がされていないものがあった。</p> <p>①県営住宅着床団地駐車場整備工事 ②富士吉田合同庁舎屋根改修工事 ③リニア見学センター新館建設機械設備工事</p>	<p>1) 本年度より、設計図書の変更はその都度必要が生じたとき速やかに営繕課長の決裁を受けることとした。</p>
---	---

監査対象所属	県土整備部 中北建設事務所 (本所)
監査対象期間	平成25年度
監査実施日	平成26年5月22～23日、6月17日
監査の結果	議じた措置 (又は今後の方針等)

<p>(指摘事項) 1件 (その他1)</p> <p>1) 収入に関する事務や給与に関する事務等、財務に関する事務について、指導事項に該当する事務処理が多数あった。</p> <p>指導事項 7件 (収入1、給与4、財産2)</p> <p>① 歳入について、次のとおり収入未済があった。</p> <p>ア 河川使用料 過年度分 先数 4件 53,019円</p> <p>イ 道路使用料 過年度分 29,731円 平成25年度分 5,323円 合計 先数 7件 35,054円</p> <p>ウ 工事契約解除前払金返還利息 過年度分 先数 1件 34,356円</p> <p>エ 雑入(用地買収代金の返還を求めたもの) 過年度分 先数 1件 1,339,906円</p>	<p>1) 指導事項の各項目については、対応可能な項目は速やかに対処するとともに、継続的な対応が必要な項目は、改善に努めていく。今後は、事務処理ミスの再発防止に向けた対策等を参考に事務処理の適正化を図る。</p> <p>① 収入未済について 現在の未収金額は下記のとおり</p> <p>ア 河川使用料 過年度分 4件 53,019円 (財産2件 (法人)、死亡2件 (個人))</p> <p>イ 道路使用料 過年度分 6件 29,731円 (財産3件、所在不明2件、交渉中1件 (法人)) 平成25年度分5,323円は納入済</p> <p>ウ 工事契約解除前払金返還利息 過年度分 1件 34,356円 (財産1件 (法人))</p> <p>エ 雑入(用地買収代金の返還を求めたもの (法人) 現在活動無断) 過年度分 1件 1,339,906円 滞納者への電話による催告や、戸口訪問を継続的に行い、引き続き納入督促に努める。死亡した個人に対しては、相続人を調査し納入督促を行う。倒産した法人に対しは、破産管財人等に対し説明や督促を行い、所在不明の法人に対しては、法人登記簿や代表取締役後の住民票取得により所在調査を行う。</p> <p>② 通勤手当認定簿 (第2号様式) は作成済み</p>
---	--

<p>て認定すべきところ、通勤届 (第1号様式) で認定されていた。</p> <p>③ 通勤手当の認定において、申請者が提出した通勤届の原本ではなく複写したものであり認定されていた。</p> <p>④ 通勤方法の変更に伴い不要となった、JR6箇月定期乗車券に係る通勤手当の返納額算出において、JR東日本旅客営業規則により算出すべきところ、6箇月定期券額を月数により割り戻した額をもとに算出してしまったため、返納額が過大となっていた。</p> <p>⑤ 平成25年7月～9月に引かれた通勤手当の事後確認において、通勤手当受給者から提出された手当確認票に通勤距離が記載されていないものがあった。(2件)</p> <p>⑥ 取得用地に未登記のものがあった。 過年度分 177筆 平成25年度分 22筆 合計 199筆</p> <p>⑦ 電気通信施設設置に係る行政財産の使用許可において、許可期間が1年を超えている場合には、許可指図書に使用料の改定について規定することになっているにもかかわらず規定がなかった。</p>	<p>③ 通勤届は原本に差し替え済み。</p> <p>④ 過大に返納された1,595円は当該職員に支払済み。</p> <p>⑤ 通勤距離が記載されていない2件について記載済み。 今後は各種手当認定時のチェック回数を増やすなど再発防止に努めるとともに、「山梨県職員給与条例」等に基づき適正な処理を行う。</p> <p>⑥ 過年度分177筆は平成20年度以前のもので、本年度中に約30筆は登記完了の見込み。平成25年度分22筆は全て登記完了済み。 過年度未登記については、専従の嘱託職員を配置し、用地課長を正担当者とし、用地課担当職員1名を副担当者として、未登記処理の推進を図っている。平成24年度に、(社)山梨県公共福祉登記士地家屋調査士協会等に委託し全ての未登記に関する事前調査を行っており、今後は、専門家の意見に基づき登記可能と困難を分類するとともに、登記可能なものは最優先で処理しながら、未登記の解消を図る。</p> <p>⑦ 当該使用許可指図書については、使用料の改定に係る規定を加えたものに修正し、再度通知した。今後は「行政財産使用料等の算定について(通達)」、山梨県行政財産使用料条例等に基づき適正な処理を行う。</p>
---	---

監査対象所属	県土整備部 中北建設事務所 (東北支所)
監査対象期間	平成25年度
監査実施日	平成26年5月26～28日、6月18日
監査の結果	議じた措置 (又は今後の方針等)
(指導事項) 2件 (収入1、財産1)	
1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。	1) 収入未済について ① 口頭にて督促を実施し、平成26年7月11日全額収納済み。 ② 定期的に、債務者の所在、保有財産の有無等の調査を行った。引き続き調査を行
①河川使用料 過年度分 先数 1件 243,819円	
②工事契約解除前払金返還利息	

<p>2) 取得用地上未登記のものがあった。 過年度分 221 筆</p>	<p>い、全額収納に努める。 2) 登記簿等の修正に伴い過年度分6筆を削減した。引き続き調査を行い、過年度未登記の筆数の削減に努める。</p>
---	---

<p>監査対象所属 県土整備部 県東建設事務所</p> <p>監査対象期間 平成25年度</p> <p>監査実施日 平成26年5月19～20日、6月11日</p>	<p>監査の結果</p> <p>講じた措置 (又は今後の方針等)</p>
---	--------------------------------------

<p>(指導事項) 5件 (収入2、支出1、財産1、契約1)</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。 ①道路使用料 平成25年度分 357円 ②河川使用料 過年度分 先数 1件 4,400円 ③工事契約解除に伴う违约金及び延滞利息 過年度分 先数 3件 825,397円</p> <p>2) 陸河川既往使用者から徴収すべき使用料について、当該陸河川敷の譲渡を予定しているとして長期間必要な手続きを行わず、平成25年度に譲渡を行った際に10年間分を遡って測定しているものがあつた。 3) 石和温泉(株) 松本線道路工事に伴う配管移設工事補償金の支払いにおいて、山梨県土木部用地事務取扱要領の運用方針では、50.0万円以上の建物・工作物移転に伴う損失補償金の支払いは、移転が確認できる写真を添付することとなっているが、支出命令書に写真が添付されていなかった。 4) 取得用地上未登記のものがあつた。 過年度分 308 筆 平成25年度分 7 筆 合計 315 筆</p> <p>5) 道路除雪及び運搬・排雪作業業務委託において、業務委託箇所及び推定総金額を変更しているにもかかわらず、変更契約がなされていなかった。</p>	<p>1) 収入未済について ①全額収入済み ②及び③の1件については分納誓約書の提出があり、定期的に納付されている。残り3件については、既に企業が財産をしており、代表取締役等に折衝を試みているが、所在不明であり、現在まで回収されていない。 2) 平成26年度から、陸河川既往使用料は陸河川を使用した時から測定することとした。 3) 当該支出命令書には、移転の着手前及び収去後の写真を添付した。平成26年度は、契約額500万円以上の工作物、契約額1000万円以上の建物の補償金を支払う支出命令書には、全てに移転の着手前及び収去後の写真を添付している。 4) 過年度分は、11月末時点で20筆を、平成25年度分の7筆については、全て登記処理した。今後は、過年度分については、「過年度未登記処理方針」に基づき、登記可能に分類したものを重点的に処理していくこととする。 5) 今後は、支出負担行為の変更は適切な時期に行うとともに、実績額に合わせて変更契約を締結することとし、また財務規則及び「建設工事の設計及び契約変更事務処理要領」に基づき事務処理も併せて実施する。</p>
---	--

<p>監査対象所属 県土整備部 県南建設事務所</p> <p>監査対象期間 平成25年度</p> <p>監査実施日 平成26年5月21～23日、6月13日</p>	<p>監査の結果</p> <p>講じた措置 (又は今後の方針等)</p>
---	--------------------------------------

<p>(指導事項) 2件 (収入1、財産1)</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があつた。 ①河川使用料 過年度分 1,220,280円 平成25年度分 2,995,040円 合計 先数 6件 4,215,320円 ②工事契約解除に伴う前払金 過年度分 先数 3件 673,466円 ③延滞金 平成25年度分 先数 4件 190,150円</p> <p>2) 取得用地上未登記のものがあつた。 過年度分 782 筆 平成25年度分 3 筆 合計 785 筆</p>	<p>1) 収入未済について ① 平成25年度分について2件2,991,040円の回収を行った結果、平成26年11月末現在の未収金は次のとおりである。 過年度分 3件 1,220,280円 平成25年度分 1件 64,000円 過年度分については、引き続き訪問、電話連絡等による督促が続いているが、法人の解散により回収の見込みのないものについては不納欠損手続きを行っていく。平成25年度分については、債務承認及び納付誓約書を徴して、分割納付を行っていく。 ② 1件については、法人の解散が確認できなかったため不納欠損の手続きを行っていく。他2件は、登記簿上存在し代表者も生存しているため、今後も登記簿上の代表者に納入の督促を続ける。 ③ 平成25年度分について2件95,820円の回収を行った。平成26年11月末現在の未収金は2件94,690円であり、その内1件は、債務承認及び納付誓約書を徴して、現在分割納付を行っている。その他1件についても、訪問、電話連絡等による督促を続ける。 2) 用地課で定めた「未登記解消に向けた基本方針及び対策」に基づき、平成25年度から解消可能な未登記案件に重点的に取り組み、未登記の解消を図る。</p>
---	--

<p>監査対象所属 県土整備部 富士・東部建設事務所 (本所)</p> <p>監査対象期間 平成25年度</p> <p>監査実施日 平成26年5月26～27日、6月18日</p>	<p>監査の結果</p> <p>講じた措置 (又は今後の方針等)</p>
<p>(指導事項) 1件 (その他1)</p> <p>1) 収入に関する事務や支出に関する事務等、財務に関する事務について、指導事項に該当する事務処理が多数あつた。 指導事項 7件 (収入1、支出1、給与1、財産1、工事2、重点事項1) ① 歳入について、次のとおり収入未済があつた。 ア 道路使用料 過年度分 先数 1件 10,560円 イ 工事契約解除に伴う前払金返還利息 過年度分 先数 1件 31,636円 ウ 延滞金 平成25年度分 先数 1件 2,345円</p>	<p>1) 指導事項の各項目については、対応可能な項目は速やかに対処するとともに、継続的な対応が必要な項目は、改善に努めていく。今後も、事務処理のより一層の適正化を図る。 ① ア及びイについては、同一債務者であり、現在裁判所において破産手続き中のため、今後も引き続き裁判所や破産管財人と連絡を取りつつ、債権回収に努めていく。ウについては、H26.5.22納付済み。</p>

<p>② 後納郵便料金については、毎月支払を行っているが、請求書に検査・検収した旨の記載がなく、支出命令書における検査検収日欄への入力もされていない月があった。</p> <p>③ 12月の特別賞金から控除していた臨時職員の年末調整に係る所得税(合計1,604円)が、雑部に滞留し、納付が5ヶ月遅延していた。</p> <p>④ 取得用地に未登記のものがあった。 過年度分 683 筆</p>	<p>② 後納郵便料については、請求書が到達次第、明細と当方保管の後納郵便物差出票を突き合わせて請求内容を確認して検査・検収を行っていた。今後は、検査・検収した旨の記載を請求書に記載することを徹底する。</p> <p>③ 年末調整時に運用に控除した所得税については、年末調整終了後に控除額と還付額の合計額を算出するとともに、雑部への滞留額を確認し、12月中に税務署へ納付する。</p> <p>④ 取得用地の過年度分未登記については、昨年度に引き続き専任の非常勤嘱託職員を配置し、正担当者として用地課長、副担当者として用地担当職員を充てて処理を行った。</p> <p>⑤ 過年度未登記処理方針に基づき、5年間の年度処理計画を作成し計画的に未登記解消に取り組み、平成26年度は30筆(平成26年12月末現在の未登記を解消した。今後も引き続き、過年度未登記処理方針に基づき、未登記案件の解消を図る。</p> <p>⑥ 工事金額の変更に係る工事打合簿については、協議した事項について漏れなく作成するよう徹底していく。また、変更設計書の作成時に、漏れがないか再度確認するよう徹底する。</p> <p>⑦ 今後は、特記仕様書の作成にあたっては、契約内容に即したものがどうか照査を厳密に行うように徹底する。なお、今回の誤りについては、契約内容に影響を及ぼすものではないことは、契約内容に及ぼすものではないことを確認済み。</p> <p>⑧ 過払い金については、H26.9.12 処理済み。</p> <p>今後は、通勤手当の認定時に、高速道路利用者については経路や利用区間を確認すると同時に、車種(軽自動車、小型車、中型車等)の確認を徹底する。また、後日提出される利用状況報告票を確認する際にも、利用日や利用区間だけでなく、車種についても確認する。</p>
<p>⑤ 主要地方道上野原丹波山線外災害防除工事の変更契約について、工事金額の変更に係る工事打合簿が作成されていないものがあった。</p> <p>⑥ 桂川ウエルネスパーク外1公園維持修繕管理業務委託(後期)において、契約書に添付されている特記仕様書が道路工事の特記仕様書の様式となっており、記載内容に誤りがあった。</p> <p>⑦ 軽自動車で高速道路を利用し通勤する者の通勤手当の認定において、高速道路の利用料金を普通車として算出したため、過払いとなつているものがあった。</p>	<p>② 後納郵便料については、請求書が到達次第、明細と当方保管の後納郵便物差出票を突き合わせて請求内容を確認して検査・検収を行っていた。今後は、検査・検収した旨の記載を請求書に記載することを徹底する。</p> <p>③ 年末調整時に運用に控除した所得税については、年末調整終了後に控除額と還付額の合計額を算出するとともに、雑部への滞留額を確認し、12月中に税務署へ納付する。</p> <p>④ 取得用地の過年度分未登記については、昨年度に引き続き専任の非常勤嘱託職員を配置し、正担当者として用地課長、副担当者として用地担当職員を充てて処理を行った。</p> <p>⑤ 過年度未登記処理方針に基づき、5年間の年度処理計画を作成し計画的に未登記解消に取り組み、平成26年度は30筆(平成26年12月末現在の未登記を解消した。今後も引き続き、過年度未登記処理方針に基づき、未登記案件の解消を図る。</p> <p>⑥ 工事金額の変更に係る工事打合簿については、協議した事項について漏れなく作成するよう徹底していく。また、変更設計書の作成時に、漏れがないか再度確認するよう徹底する。</p> <p>⑦ 今後は、特記仕様書の作成にあたっては、契約内容に即したものがどうか照査を厳密に行うように徹底する。なお、今回の誤りについては、契約内容に影響を及ぼすものではないことは、契約内容に及ぼすものではないことを確認済み。</p> <p>⑧ 過払い金については、H26.9.12 処理済み。</p> <p>今後は、通勤手当の認定時に、高速道路利用者については経路や利用区間を確認すると同時に、車種(軽自動車、小型車、中型車等)の確認を徹底する。また、後日提出される利用状況報告票を確認する際にも、利用日や利用区間だけでなく、車種についても確認する。</p>

監査対象所属	県土整備部 富士・東部建設事務所(吉田支所)
監査対象期間	平成25年度
監査実施日	平成26年5月19～21日、6月12日
(指導事項) 6件 (収入1、支出1、財産2、工事2)	監査の結果 講じた措置(又は今後の方針等)

<p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。 河川使用料 平成22年度分 先数1件 95,920円</p> <p>2) 富士山監視システムカメラケーブル電柱添架の貸借に係る支出負担行為の起案が遅延していた。</p> <p>3) 取得用地に未登記のものがあった。 過年度分 241 筆 平成25年度分 45 筆 合計 286 筆</p> <p>4) 河川使用料の収入未済に係る河川敷地について、河川法第24条に基づく河川占用許可が平成20年10月10日から平成23年3月31日までとなつていたが、その後の占用許可の更新がされないまま河川敷地の占有が行われており、不法占用の状態となつていた。</p> <p>5) 一般県道本栖湖畔線道路工事及び一般県道山北山中湖線外道路工事の変更契約について、工事金額の変更に係る工事打合簿が作成されていないことがあった。</p> <p>また、一般県道本栖湖畔線道路工事について、請負業者から提出された下請届に添付された工事下請基本契約書の契約約款に解除種、履行期限等に必要数値が記載されていなかった。</p> <p>6) 一般県道山北山中湖線外道路工事について、段階確認書の確認年月日の記載に誤りがあり、監督員の段階検査時の写真についても一部提出されていないものがあった。</p> <p>また、一般県道富士上吉田線舗装工事(明許)において、特記仕様書に定める段階確認工程表に計画されていた段階確認のうち、表層工について、実施不要の指示をしていたが、変更後の段階確認工程表を請負者から徴していないことがあった。</p>	<p>1) 収入未済となつていた河川使用料については、「廣務承認及び分割納付誓約書」を占有者が提出、平成24年12月から10、000円分の分割納付が開始され、平成27年1月に納付が完了した。</p> <p>2) 富士山監視システムカメラケーブル電柱添架の貸借に係る支出負担行為については、年度の添架開始日である4月1日に起案するよう徹底した。</p> <p>3) 平成25年度分の未登記については、全て登記を完了した。</p> <p>また、過年度分については「過年度未登記事務処理取扱要領」等に基づき、登記済、登記対象、登記保留及び登記対象外に分類の上、容易な案件から解消に向け処理を進めているところであり、今後とも早期解消に努める。</p> <p>4) 本占用地については、河川使用料の収入未済により平成23年4月からの占用を許可していない案件であるが、占有者が今後も使用していきたい旨の意思を示しているため、未収金の回収を行った上で、現状と同様な形態での継続占用手続を進め、平成23年4月以降の河川使用料を徴収することとした。</p> <p>なお、占有者と協議を進める中で、占用範囲の見直しを行い、占用実態のない駐車場、通路部分の分割返地や占有者にとって必要最低限のもの以外の工作物の撤去を求め、新たに発生する占有者の負担の軽減に努める。</p> <p>5) 工事金額の変更に係る工事打合簿が作成されていなかったことを受け、職員に工事打合簿作成につき周知徹底するとともに、工事打合簿確認資料の作成を求める等の対策を講じた。</p> <p>また、工事下請基本契約書の契約約款の不備に気がつかなかったことについては、業者からの提出書類を受領する際の内容確認を職員に徹底した。</p> <p>6) 段階確認書の依頼に関する工事打合簿の不作成、段階確認書の確認年月日誤記載、段階検査時の写真の一部未徴収及び一般県道富士上吉田線舗装工事(明許)における変更後の段階確認工程表の不徴収については、職員に対して段階確認に係る事務処理について不備のないよう徹底した。</p>
---	---

監査対象所属	企業局 発電総合制御所
監査対象期間	平成25年度
監査実施日	平成26年5月29日、7月4日
	監査の結果
(指導事項) 1件 (契約1)	
1) 「発電制御システム収集委託」に係る契約書に、契約保証金免除条項及び契約解除に関連する違約金条項が設けられていなかった。	1) 今後、当該契約を締結する際は、契約書に契約保証金免除及び契約解除に関連する違約金条項を設けるようチェックを徹底する。

監査対象所属	企業局 早川水系発電管理事務所
監査対象期間	平成25年度
監査実施日	平成26年5月29日、7月7日
	監査の結果
(指導事項) 4件	
1) 収入1、支出1、物品1、工事1)	
1) 公共料金資金前渡口座に発生した預金利息の勘定が遅延していた。	1) 指定金融機関間の利息決算日のある2月及び8月に必ず通帳記入を行い預金利息の確認を行うこととし、預金利息が発生した際には、速やかに勘定を行う。
2) 委託期間を平成25年4月1日からとして契約した奈良田第1発電所他4発電所緊急時補修調査等業務に要する経費について、支出負担行為は4月3日に作成されており遅延していた。	2) 今後は複数職員でチェックリストなどによる書類審査を行い、適切な事務処理を行う。
3) 賃借物品である発電機について、財務規則第168条に定める占有物品受入調書及び占有物品私出調書が作成されていなかった。	3) 指導のあった物品について、占有物品受入調書及び私出調書の作成を行った。今後は、財務規則に則り、適正な事務処理に努める。
4) 野呂川発電所冷却水井戸掘削工事において、契約変更内容・理由が山梨県公共事業ポータルサイトの情報公開サービスにて公表されていなかった。	4) 当該工事の契約変更内容を速やかに県の公共事業ポータルサイトに「入札関連情報」として公表した。今後はチェック体制の徹底を図り、適正な事務処理に努める。

監査対象所属	企業局 笛吹川水系発電管理事務所
監査対象期間	平成25年度
監査実施日	平成26年5月28日、7月9日
	監査の結果
(指導事項) 3件 (財産1、契約2)	
1) 発電事業用地に係る借地の借受契約について借受期間が平成25年4月1日から平成26年3月31日であるが、契約日が借受期間の最終日となっていたものが2件あった。	1) 契約事務手続きを速やかに行うよう努める。
2) 各取水口・水権塵芥収集、運搬、処理委託契約は単価契約であるが、違約金条項の記載が単価契約のものとなっていなかった。	2) 平成26年度の契約において、契約書の違約金条項について単価契約のものに改めた。また、収入印紙が貼付されていない契約書については、当該業者に連絡し収入印紙を貼付した。

監査対象所属	企業局 石和温泉管理事務所
監査対象期間	平成25年度
監査実施日	平成26年5月30日、7月9日
	監査の結果
(指導事項) 3件 (収入2、契約1)	
1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。	1) 未納者に対しては、督促、催告、訪問等することにより、未収金の徴収を行った。この結果、温泉供給収益収入については、過年度分が255,171円、平成25年度分が6,780,306円、その他営業収益収入(給湯装置手数料)については、1,350円の未収金を徴収した。今後も継続して未収金の回収に努める。
①温泉供給収益収入 過年度分 12,293,189円 平成25年度分 7,508,739円 合計 先数 37件 19,801,928円	
②その他営業収益収入(給湯装置手数料) 平成25年度分 先数1件 1,350円	
2) その他営業収益収入(給湯装置手数料)の収入未済について、「山梨県税外収入の督促及び滞納処分に関する規則」に定められた督促状の発付が、納期限後20日以内に行われていなかった。	2) 今後は、「山梨県税外収入の督促及び滞納処分に関する規則」に則り、適正な事務処理に努める。
3) 事業所廃棄物処理(収集運搬)委託契約書に支払条件の記載がなかった。	3) 平成26年度の契約において、支払条件、契約保証金免除条項及び契約解除に関連する違約金条項を設けた。

監査対象所属	企業局 石和温泉管理事務所
監査対象期間	平成25年度
監査実施日	平成26年5月30日、7月9日
	監査の結果
(指導事項) 2件 (支出1、物品1)	
1) シャンボタンジーンズの借上げ代金について、支出負担行為向の積算方法と請求書の積算方法が異なっており、積算根拠が明確となっていなかった。	1) 今後は、財務規則第56条に基づき請求書の積算根拠等の記載内容の確認を徹底し、適正な執行に努める。
2) 財務規則第151条関係運用通知による備	2) 備品原簿と現品に差異のある備品について

監査対象所属	教育庁 総務課
監査対象期間	平成25年度
監査実施日	平成26年7月15日、8月18日
	監査の結果
(指導事項) 2件 (支出1、物品1)	
1) シャンボタンジーンズの借上げ代金について、支出負担行為向の積算方法と請求書の積算方法が異なっており、積算根拠が明確となっていなかった。	1) 今後は、財務規則第56条に基づき請求書の積算根拠等の記載内容の確認を徹底し、適正な執行に努める。
2) 財務規則第151条関係運用通知による備	2) 備品原簿と現品に差異のある備品について

監査対象所属	企業局 石和温泉管理事務所
監査対象期間	平成25年度
監査実施日	平成26年5月30日、7月9日
	監査の結果
(指導事項) 3件 (収入2、契約1)	
1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。	1) 未納者に対しては、督促、催告、訪問等することにより、未収金の徴収を行った。この結果、温泉供給収益収入については、過年度分が255,171円、平成25年度分が6,780,306円、その他営業収益収入(給湯装置手数料)については、1,350円の未収金を徴収した。今後も継続して未収金の回収に努める。
①温泉供給収益収入 過年度分 12,293,189円 平成25年度分 7,508,739円 合計 先数 37件 19,801,928円	
②その他営業収益収入(給湯装置手数料) 平成25年度分 先数1件 1,350円	
2) その他営業収益収入(給湯装置手数料)の収入未済について、「山梨県税外収入の督促及び滞納処分に関する規則」に定められた督促状の発付が、納期限後20日以内に行われていなかった。	2) 今後は、「山梨県税外収入の督促及び滞納処分に関する規則」に則り、適正な事務処理に努める。
3) 事業所廃棄物処理(収集運搬)委託契約書に支払条件の記載がなかった。	3) 平成26年度の契約において、支払条件、契約保証金免除条項及び契約解除に関連する違約金条項を設けた。

品の現品確認を行い、帳簿と現品とに相違があることを確認していたが、返納等の処理を行っていないかった。

は、調査確認のうえ、備品の返納等の処理を行い是正した。今後は、第151条関係運用通知による現品確認を行うとともに、財務規則に基づき備品を適正に管理する。

監査対象所属	教育庁 義務教育課
監査対象期間	平成25年度
監査実施日	平成26年7月4日、8月18日
監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）

(指導事項) 1件 (契約1)

1) 教員選考2次検査の適性検査に係る業務委託契約において、以下のとおり不適切な事項があった。

① 契約書中の暴力団排除条項について、契約解除となった場合、違約金を徴収できる規定になっていなかった。

② 契約は単価契約であるが、違約金条項の記載が単価契約のものとなっていた。

③ 支出負担行為については判定結果データ料及び送料が含まれていたが、契約書には判定結果データ料及び送料について記載されておらず、契約書に記載されていないものに支払を行っていた。

④ 支出負担行為の限度額が百万円以上の場合には課長の決裁となっているが、総括課長補佐が決裁していた。

1) 平成26年度の当該契約書に関して、次のとおり改めるなどした。

① 暴力団排除条項について、契約解除となった場合、違約金を徴収できる規定にした。

② 違約金条項の記載を単価契約のものにした。

③ 判定料(1件当たり)(予定数量)、判定結果データ料、送料を記載した。

④ 適切な事務処理の執行について、課内研修会で周知徹底した。なお、平成25年度の他の支出負担行為(100件以上)について確認したところ、このような事例はなかった。

監査対象所属	教育庁 高校教育課 (新しい学校づくり推進室)
監査対象期間	平成25年度
監査実施日	平成26年7月9日、8月18日
監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）

(指導事項) 4件 (収入3、支出1)

1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。

① 教育奨励資金貸付金償還金
過年度分 12,351,000円
平成25年度分 610,000円
合計 先数 47件 12,961,000円

② 地域改善対策高等学校奨励資金返還金
過年度分 19,980,165円
平成25年度分 591,966円
合計 先数 32件 20,572,131円

③ 定時制課程等修学奨励金返還金
過年度分 先数 8件 746,000円

1) 教育奨励資金貸付金他2つの奨励金返還金について、本年度調定分については、期限内で納入がない者に対しては、文書による督促や電話連絡等により納入を促してきているところであり、また、過年度調定分についても、電話連絡等により納入を催促するなどして、未収金を減らす努力を継続して行う。

2) 地域改善対策高等学校等奨励資金について、奨励金借入金未提出のものが32件 55,613,730円あった。

3) 教育奨励資金貸付金の台帳に記載されている債権のうち2件について貸付を確認できる書類が保存されておらず、そのうち1件の調定がされていない。債権額 合計 433,000円

4) 要請訪問スクールカウンセラー事業におけるスクールカウンセラーの報酬費について、所得税の源泉徴収税額に誤りがあった。

2) 地域改善対策高等学校等奨励資金については、奨励金借入金提出されていない者に対して、電話連絡により、借入証書を速やかに提出するよう催促しているところであり、今後も借入証書提出に係る交渉を引き続き実施する。

3) 教育奨励資金貸付金の台帳作成に使用した残存している過去のデータを全て拾い出すなどして、当該2名分の債権の情報について検索するとともに、他の2つの奨励金関係の過去のデータも含めて、当該貸付が確認できる資料等がないか調査を進めるところであり、今後も引き続き、債権者確定のためのできる限りの調査等を集中的に実施する。

4) 所得税の源泉徴収税額は支払う時点でまとめて計算することが適正であり、要請訪問が実施された月で区切って計算していた方法は誤りであることが確認できたので、本年度支払い分を見直し、今後の支払いの中で調整を行う方法では是正を図る。

監査対象所属	教育庁 社会教育課
監査対象期間	平成25年度
監査実施日	平成26年7月4日、8月18日
監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）

(指導事項) 1件 (収入1)

1) 山梨ことぶき勤学院学習費(過年度分)に710,000円の収入未済があった。

1) 収入未済になっている710,000円については、山梨ことぶき勤学院の基本学習費として県に納入するため県東教育事務所で保管していた現金が亡失したものであり、平成23年5月31日に同所から日下部警察署に被害届を提出し、警察による捜査が行われている。当該現金の亡失は盗難による第三者の不法行為である可能性が高いことから、捜査の進展により犯人が見つかった場合は、その者に対し、民法の規定による損害賠償責任を求める。

監査対象所属	教育庁 スポーツ健康課 (全国高校総体推進室)
監査対象期間	平成25年度
監査実施日	平成26年7月10日、8月18日
監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）

(指導事項) 2件 (契約2)

1) レンタカーの借上契約において、予定価格が10万円以上にもかかわらず、見積合わせを行っていないかった。

1) 2) いずれも契約手続きに際してチェック機能が働かなかったことが原因と考えられるため、今後は契約手続きを行う過程で課内回覧を行い再発防止に努める。

約において、契約保証金を免除していたが、契約書に違約金条項が設けられていなかった。

監査対象所属	議会事務局
監査対象期間	平成25年度
監査実施日	平成26年8月7～8日、8月29日
	監査の結果
(指導事項) 1件 (給与1)	1) 年末調整に係る還付金支払業務は、1年に1回しか行われないことから、今後は、現金での還付を希望する職員との連絡を徹底するとともに、定期的に複数の職員により資金前渡職員口座通帳の記帳確認を行う等、適正な業務執行に努める。

監査対象所属	警察本部
監査対象期間	平成25年度
監査実施日	平成26年7月29～30日、8月22日
	監査の結果
(指導事項) 1件 (給与1)	1) 雑部金の出納について、以下のとおり不適切な事務処理があった。 平成25年12月の特別賞金支給時に、12月中途に退職した職員から、控除する必要のない社会保険料を控除し返還処理がなされ、残高が過大となっていた。(合計310,832円) (指導事項) 1件 (収入1) 1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。 放懸返反金 過年度分 45,000円 平成25年度分 90,000円 合計 先教 9件 135,000円
	講じた措置 (又は今後の方針等)
	1) 非常勤職員及び臨時職員の社会保険料に係る雑部金出納の全件を突合確認し、誤りが認められたすべてのものについて、還付又は追加徴収を完了させた。 今後においては、事務担当者への職場教養を徹底するとともに、次裁時における復眼的チェック、また、随時における書類点検等の再徹底を図った。 1) 継続的に滞納処分を視野に入れた所在調査、電話、随戸等を行い徴収に努めた結果、4件45,000円が納付された。(平成26年1月未現在) 今後も滞納者の収入や資産状況等の調査や所在不明者の所在調査を継続する。

定例監査 (平成25年度)

(1) 監査実施所属、監査実施日及び監査の結果は、平成26年2月28日発行 (山梨県公報 号外第10号) 山梨県監査委員告示第2号のとおり

(2) 監査の結果、指導事項及び指導事項があった所属が講じた措置の内容

監査対象所属	福祉保健部 都留児童相談所
監査対象期間	平成24年10月～平成25年8月
監査実施日	平成25年11月20日、平成26年1月17日
	監査の結果
(指導事項) 4件 (収入1、給与2、契約1)	1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。 児童入所施設等措置費に係る過払い分の返還金 過年度分 先教 1件 84,280円
	講じた措置 (又は今後の方針等)
	1) 平成22年6月に判明した、一時保護委託費 (被害児受入加算分) の過払い事案に関し、当時の対応は次のとおりでした。 ※支払日等：平成19年9月10日 53,320円 平成19年10月16日 30,960円 合計84,280円 一時保護を委託した債務者は、当初里親を予定していましたが、里親にならなかったため、児童相談所とはその後の関わりもなくなり、所在不明の状況で連絡が取れず対応不可と判断され、調定を行わなかった。 その後、平成24年度に児童家庭課から再度債務者の所在確認を行うよう指示され、調査した結果所在確認ができ、平成24年2月27日付けで調定を行うとともに、債務者に対し、直接所在地に向き支払依頼を行いました。が、返還を拒否された。 また、平成25年3月25日には、再度、児童家庭課職員と当該職員により支払い督促のため債務者宅に向いたが、この時も返還を拒否され、現在も収入未済の状況が続いている。 今後も、継続的に返還督促を実施することとし、収入未済の解消に努める。 * 債務者の返還拒否理由： 請求書は、児童相談所の担当者の指示内容 (すべて児童の一般生活費) で記載し、印を押しただけであり、また、受領した委託費は、すべて受託児童のために支出したため残っていない。 2) 雑部金の出納について

2) 雑部金の出納について、以下のとおり不適切な事務処理があった。
① 平成25年度の雑部金繰越整理簿が作成されていなかった。
② 平成25年3月末の雑部金 (社会保険料) の残額に誤りがあったが、そのまま繰越されていた。

① 平成24年度末の残額整理ができたので、平成25年度繰越整理簿を作成した。
② 臨時職員の平成24年度中途退職に伴う健康保険、厚生年金自己負担分の返還処理がされなかったために残額誤差が

<p>③平成25年3月に行う労働保険料の振替収入が遅延していた。</p> <p>4) 指名競争入札通知書により、入札価格は3年間の総額である旨明示した長期継続契約である清掃業務委託に係る入札について、第1回目の入札で落札決定したが、当該入札金額は1年間の価格を記載した請願である旨の落札者の主張により契約が締結できなかったにもかかわらず、当該落札者に対し違約金の徴収を行っていた。</p> <p>また、この場合において、当該落札者の入札を無効とするならば、当該落札者を除いて予定価格の範囲内で最も有利な条件で入札した2番札入札者を繰り上げて落札者とするべきであったが、この2番札入札者を落札者としていなかった。</p> <p>なお、この入札全体を無効として、後日再度入札を執行し、結果として第1回目入札時の2番札入札者と契約を締結しているが、当該契約金額は、第1回目入札の2番札の金額に消費税及び地方消費税を加算した金額よりも高いものとなっていた。</p>	<p>生じていたことが確認できたことから、適正に返還処理を行い、誤差が解消された。</p> <p>③ 労働保険料の振替収入の遅延については、支出負担行為は行っていたが、一般会計への振替事務処理を失念していた。(3月末の財務会計処理が期限に間に合わなかった。)</p> <p>今後は、同様な遅延結果が生じないよう、財務会計事務処理の進捗状況のチェックを確実にし、事務処理ミス防止に努める。</p> <p>3) 住居手当の支払事務処理は適正に処理されていたが、住居手当認定簿の作成を失念しており、未作成であった住居手当認定簿を作成した。</p> <p>今後は、住居手当認定簿の作成について失念することがないよう、複数担当者により業務チェックリストを活用していく。</p> <p>4) 当初の入札において、入札金額を発表していたところ、最低価格で入札した業者から、入札金額の間違ひ(3年分の金額とすべきところを1年分の金額とした。)に気が付き、入札金額を勘違いして入札してしまったの申し出があった。</p> <p>このため、入札執行を一時中断し、出納局と対応を協議している間、入札業者からの申し出が原因で入札会場の雰囲気や喧嘩な状況となっていたことや、この後の対応に時間がかかることが予想されたことから、年度末という時期を考慮することのまゝ入札手続きを継続することが困難と判断し、他の参加業者の承諾を得たうえで当日の入札執行を打ち切りとし、後日改めて入札を実施することとした。</p> <p>後日、当該業者を入れ替えた上で改めて入札を実施した結果、当初入札時の2番札業者の金額より高い金額の契約額となった。</p> <p>上記のように、入札執行を途中で中止と判断したことにより、結果として、当初入札の1番札入札者に対する違約金49,500円の徴収や指名停止などの処分が行えないこととなってしまった。また、入札のやり直しにより当初入札の2番札入札者より69,300円高い金額での契約となっていました。</p> <p>今回の入札会場の状況下においては、中止もやむを得なかったと考えるが、当初入札の1番札入札者の入札に関し、錯誤による入札を認め無効扱いとするか、入札通知文で説明してあったことから有効として扱うかの判断</p>
<p>断をその場で行っていればこのような結果にはならなかった。</p> <p>この判断ができなかった要因として、入札執行者が、入札に開しての法令、行政実例、財務規則等の熟知に問題があったと考える。</p> <p>また、入札執行の事前説明について、入札通知文書だけでなく、入札当日の事前説明でも詳細な連絡事項等を説明していれば、錯誤による入札を防ぐことができ、中止という結果には至らなかつたと考ええる。</p> <p>今後、このような結果が生じないよう入札執行時の適正な事務処理を行うため、今回使用した5年前の「入札シナリオ」を見直し、事前説明を詳細に行うとともに、法令や財務規則等に基づき、適正な事務処理を行っていくこととする。</p> <p>平成25年度末に実施した長期継続契約に係る入札については、見直し後の「入札シナリオ」に沿って入札を行った結果、問題なく執行することができた。</p>	<p>断をその場で行っていればこのような結果にはならなかった。</p> <p>この判断ができなかった要因として、入札執行者が、入札に開しての法令、行政実例、財務規則等の熟知に問題があったと考える。</p> <p>また、入札執行の事前説明について、入札通知文書だけでなく、入札当日の事前説明でも詳細な連絡事項等を説明していれば、錯誤による入札を防ぐことができ、中止という結果には至らなかつたと考ええる。</p> <p>今後、このような結果が生じないよう入札執行時の適正な事務処理を行うため、今回使用した5年前の「入札シナリオ」を見直し、事前説明を詳細に行うとともに、法令や財務規則等に基づき、適正な事務処理を行っていくこととする。</p> <p>平成25年度末に実施した長期継続契約に係る入札については、見直し後の「入札シナリオ」に沿って入札を行った結果、問題なく執行することができた。</p>

その他

山梨県労働委員会告示第一号

当委員会は、労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第四百七十八号）第四条及び労働委員会規則（昭和二十四年中央労働委員会規則第一号）第六十八号の規定により、次のとおりあつせん員候補者を告示する。

平成二十七年四月三十日

山梨県労働委員会

会長 鶴田和雄

氏名	経歴	委嘱年月日
鶴田 和雄	弁護士 第三十五・三十六期山梨県労働委員会公益委員 第三十七・三十八・三十九・四十期山梨県労働委員会会長	平成十五年七月十四日
田中 正志	弁護士 第三十七期山梨県労働委員会公益委員 第三十八・三十九・四十期山梨県労働委員会会長代理	平成十九年七月五日
加藤 里美	特定社会保険労務士 第三十六・三十七・三十八・三十九・四十期山梨県労働委員会公益委員	平成十七年七月十一日
勝俣 高明	公認会計士 第三十八・三十九・四十期山梨県労働委員会公益委員	平成二十一年七月二十二日
深松 和子	山梨学院大学教授 第三十七・三十八・三十九・四十期山梨県労働委員会公益委員	平成十九年七月五日
中澤 晴親	連合山梨会長 第三十七・三十八・三十九・四十期山梨県労働委員会労働者委員	平成十九年七月五日
窪田 清	東京電力労働組合山梨総支部執行委員長 第三十九・四十期山梨県労働委員会労働者委員	平成二十三年七月一日

齊藤 伊人	TDK労働組合甲府支部支部長 第四十期山梨県労働委員会労働者委員	平成二十五年七月二日
永井 幸子	UAゼンセン山梨県支部支部長 第四十期山梨県労働委員会労働者委員	平成二十五年七月二日
萩原 雄二	連合山梨事務局長 第三十七・三十八・三十九・四十期山梨県労働委員会労働者委員	平成十九年七月五日
小池 基次	山梨県経営者協会専務理事 第三十九・四十期山梨県労働委員会使用者委員	平成二十三年七月一日
小林 隆二	山梨県経営者協会参与 第三十九・四十期山梨県労働委員会使用者委員	平成二十三年七月一日
武田 與光	株式会社テノヨ武田代表取締役会長 第三十九・四十期山梨県労働委員会使用者委員	平成二十四年九月二十六日
田中 好輔	甲斐日産自動車株式会社代表取締役会長 第三十九・四十期山梨県労働委員会使用者委員	平成二十三年七月一日
松橋 勝美	塩山舗装株式会社代表取締役社長 第三十九・四十期山梨県労働委員会使用者委員	平成二十三年七月一日
宮原 健一	山梨県労働委員会事務局長	平成二十七年四月二十二日
小林 善太	山梨県労働委員会事務局次長	平成二十七年四月二十二日
小田切晴美	山梨県労働委員会事務局審査調整指導監	平成二十六年四月二十三日

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口一丁目六番